

青色回転灯防犯パトロールカー活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青色回転灯を装備した自動車(以下「青色回転灯パトロールカー」という。)による防犯パトロール活動(以下「青色防犯パトロール」という。)を行う団体に対して青色回転灯パトロール活動に要する費用の一部を助成することにより、市民の防犯意識を高揚し、市民の安全の増進に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱による助成を受けることができる団体(以下「助成対象団体」という。)は非営利で青色防犯パトロールを行う団体(以下「見まもり団体」という。)とし、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 豊中市内の小学校校区内の小学校長が組織する「子どもの安全見まもり隊」に所属する団体又は豊中警察署及び豊中南警察署管内の防犯協議会の支部に所属する団体
- (2) 大阪府警察本部長の青色防犯パトロール適格団体証明及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車として青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体

(助成対象事業及び助成金の額)

第3条 助成の対象となる事業(以下「対象事業」という)及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(貸与物品)

第4条 貸与の対象となる物品は、青色回転灯、防犯パトロールステッカー及び標章ケースとする。

(交付申込み)

第5条 助成を受けようとする見まもり団体(以下「申込者」という)は、豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 青色回転灯パトロール活動事業計画書(様式第2号)
- (2) 青色回転灯パトロール活動参加者名簿
- (3) その他青色防犯パトロールができる団体であることを証明する書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、申込者に対して豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(決定の変更)

第7条 前条の規定により通知をした場合において、その後の事情の変更により特

別の必要が生じたときは、市長は決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により決定の変更を行ったときは、市長は申込者に対し、青色回転灯パトロールカー活動助成金交付変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 交付の決定の通知を受けた申込者は、事業完了後、青色回転灯パトロールカー活動助成金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）事業実施報告書（様式第6号）
- （2）対象事業であることがわかる書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

（交付）

第9条 市長は、前条の請求があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは助成金を交付する。

（決定の取消し等）

第10条 第5条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体が偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたと認められた時は、当該決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（収支の報告）

第11条 助成金の交付を受けた申込者は、団体の収支決算について報告するものとする。

（施行細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 1月1日から適用する。

(別 表)

対象事業

対象事業		助成限度額及び助成金の額
活動助成	助成対象団体が4月1日から3月31日までに、1月に4時間以上、青色防犯パトロールを行った月数を活動月数とし、活動した月数に応じて助成	活動月数に2,500円を乗じた金額 (1団体当り、青色回転灯パトロールカーの活動台数に関わり無く年間3万円を限度とする。) (団体の運営、活動に必要な費用に充当すること) (団体の収支を報告すること)

様式第 1 号

豊中市青色回転灯防犯パトロールカー活動助成金交付申込書

令和 年 (年) 月 日

(あて先)

豊中市長

申込者 団体名
代表者住所
代表者氏名

青色回転灯防犯パトロールカー活動助成要綱第 4 条の規定により次のとおり申し込みます。

団体の目的及び構成		
会 員	会員数	人
活動地域及び所属する団体	小学校区 子どもの安全見まもり隊・防犯協議会 支部	
車両の所有者		
車両番号		
車両の種類	1 普通自動車 2 軽自動車	
活動事業計画	別紙活動事業計画書のとおり	
助 成 金	助成金額積算	助成申込金額
	2500円× ヶ月 円	円

様式第 2 号

令和 年度青色回転灯パトロールカー活動事業計画書

令和 年 (年) 月 日

団体名称			
所在地			
代表者名			
事業実施予定期間	令和 年 (年) 月 から	令和 年 (年) 月 まで	
活動参加予定者	運転者 名	同乗者 名	合計 名
活動予定	走行距離	km	
	活動月数・日数	月 ・ 日	
	活動回数	回	
	活動時間	時間	
	活動人数	人	
その他	(活動の目標)		

様式第3号

豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名 様

豊中市長

令和 年（ 年） 月 日付けで申し込みのあった青色回転灯パトロールカー活動助成金について次のとおり決定しましたので通知します。

1. 助成金交付決定金額 金 円

2. 助成の条件

- （1） 青色回転灯パトロール活動状況について随時調査を行うことがある。
- （2） 不正な手段で交付を受けたときは、助成金を減額し返還を求めることがある。
- （3） 団体の収支決算について助成を受けた年度ごとに報告するものとする。
- （4） 当初の事業計画に変更があり、助成金交付決定金額が変更になるときは、その内容がわかる書類を添えて市へ申し出ること。

様式第4号

青色回転灯パトロールカー活動助成金交付変更決定通知書

令和 年（ 年） 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名 様

豊中市長

令和 年（ 年） 月 日付けで交付決定を通知した青色回転灯パトロールカー活動助成金について次のとおり変更決定しましたので通知します。

1. 助成金交付変更決定金額 金 円

様式第5号

豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付請求書

令和 年(年) 月 日

(あて先)
豊中市長

請求者 団体名
代表者住所
代表者氏名

令和 年度の青色回転灯パトロールカー活動助成金の交付を請求します。

1. 交付請求額 金 円

2. 振込先

銀行名	
支店名	
種 目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
名義人	
住 所	

様式第6号

令和 年度青色回転灯パトロールカー活動事業報告書

令和 年 (年) 月 日

(あて先)

豊中市長

請求者 団体名
代表者住所
代表者氏名

令和 年度の青色回転灯パトロール活動事業に係る実績を、次のとおり報告します。

団体名称			
所在地			
代表者名			
事業実施期間	令和 年 (年) 月 から 令和 年 (年) 月 まで		
活動参加者	運転者 名	同乗者 名	合計 名
活動実績	走行距離	km	
	活動月数・日数	月 ・ 日	
	活動回数	回	
	活動時間	時間	
	活動人数	人 (平均 人 (1回あたり))	
その他	(活動を通じての成果)		